

## 平成28年第2回南島原市教育委員会定例会

日時 平成28年2月24日(水) 14時00分  
場所 南有馬庁舎 2階会議室

### 議事日程

#### 第1 開 会

#### 第2 前回会議録の承認

#### 第3 会議録署名人の指名

#### 第4 教育長報告

#### 第5 議案審議

- ・ 議案第3号 南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- ・ 議案第4号 南島原市教育委員会の事務局に勤務する指導主事の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- ・ 議案第5号 南島原市ありえコレジヨホール条例の一部改正する条例について
- ・ 議案第6号 損害賠償の決定について
- ・ 議案第7号 南島原市就学指導委員会の答申について

#### 第6 その他

- (1) 準要保護児童生徒就学援助の申請について
- (2) 平成27年度南島原市一般会計補正予算(第5号)について
- (3) 平成28年度教育委員会主要事業計画について
- (4) 次回教育委員会定例会の開催について
- (5) その他

#### 第7 閉 会

# 南島原市教育委員会定例会教育長報告

## ○平成28年1月の諸会議並びに諸行事

22日(金) 14:00 定例会教育委員会(南有馬庁舎)

16:30 政策会議(西有家庁舎)

24日(日) 9:30 慈恩寺小学校閉校記念式(慈恩寺小学校)

13:30 西有家小学校閉校記念式(西有家小学校)

25日(月) 10:00 市表彰審査会(西有家庁舎)

第8回B&G全国サミット(～26日)(東京都)

27日(水) 14:00 学校訪問(見岳小学校)

18:00 高校未来創造を考える会(諫早市)

28日(木) 9:30 特別支援学級学習発表会(カムス)

18:30 第15回セミナーヨ現代版画展審査会審査委員との懇親会(真砂)

29日(金) 13:10 島原半島三市校長会合同研修会(雲仙市国見町)

31日(日) 10:00 龍石小学校閉校記念式(龍石小学校)

13:30 長崎県子ども会指導者・育成者研修会(カムス)

## ○平成28年2月の諸会議並びに諸行事

1日(月) 13:30 北有馬幼稚園保護者説明会(北有馬幼稚園)

14:00 第4回長崎県都市教育長協議会(～2日)(雲仙市)

3日(水) 10:00 第11回長崎県選抜作家展移動展開場式(深江ふるさと伝承館)

13:00 議会全員協議会(新学校給食センター建設)(有家庁舎)

4日(木) 13:00 教育長人事ヒアリング(長崎市)

5日(金) 13:30 長崎県造形教育研究大会(コレジヨホール)

8日(月) 9:00 世界遺産登録推進本部会議(西有家庁舎)

13:30 福岡県うきは市議会視察(市内)

12日(金) 10:00 第9回文化協会文化祭展示の部開場式(コレジヨホール)

- 12日(金) 13:30 初任研・10年研実施運営委員会(雲仙市千々石町)  
19:00 梅谷地区ナイター設備点灯式及び懇親会(旧梅谷小学校グラウンド)
- 14日(日) 10:00 長野小学校閉校式及び懇談会(長野小学校)  
13:30 見岳小学校閉校式及び懇談会(見岳小学校)
- 16日(火) 15:30 定例部局長会議(カムス)
- 17日(水) 10:00 ジオパーク活用教育事業協議(島原市)  
10:00 議会全員協議会(有家庁舎)
- 18日(木) 13:30 体育協会事務局員面接試験(南有馬庁舎)
- 20日(土) 11:00 第15回南島原市・雲仙市学童美術展覧会表彰式(コレジオホール)
- 21日(日) 9:30 布津小学校第一分校閉校記念式(布津小学校第一分校)  
13:30 布津小学校第二分校閉校記念式(布津小学校第二分校)
- 23日(火) 10:00 議会開会(有家庁舎)

### 議案第3号

南島原市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

#### 提案理由

新たに附属機関として設置する委員会等の委員の追加、既存委員会等の廃止又は私的諮問機関として位置づけることなどによる委員の削除及び委員の名称等の変更を行うにあたり、所要の改正を行うため。

平成28年2月24日提出

南島原市教育委員会  
委員長 坂上 三徳

南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年南島原市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

情報公開審査会委員	会長	日額	18,000
	委員		15,000

」

を

「

情報公開審査会委員	委員長	日額	18,000
	委員		15,000

」

に、

「

個人情報保護審査会委員	会長	日額	18,000
	委員		15,000

」

を

「

個人情報保護審査会委員	委員長	日額	18,000
	委員		15,000

」

に、

「

教育支援委員会委員	日額	6,000
小学校統合準備委員会委員	日額	6,000
地籍調査推進委員	日額	6,000

」

を

「

教育支援委員会委員	日額	6,000
-----------	----	-------

」

に、

「

健康づくり推進員	年額	基本額 5,000 訪問件数割 100
予防接種健康被害調査委員会委員	日額	6,000
布津福祉センター運営委員会委員	日額	6,000
高齢者福祉計画策定委員会委員	日額	6,000
歯科保健推進協議会委員	日額	6,000

」

を

「

健康づくり推進員	年額	基本額 5,000 訪問件数割 100
----------	----	------------------------------

」

に、

「

学校給食センター運営審議会委員	日額	6,000
ありえコレジヨホール運営審議会委員	日額	6,000
文化財専門委員会委員	日額	6,000
男女共同参画推進懇話会委員	日額	6,000
農業振興協議会委員	日額	6,000
農業農村整備事業情報協議会委員	日額	6,000

要保護児童対策地域協議会委員	日額	6,000
水道料金審議会委員	日額	6,000
おいしい南島原ブランド認定委員会委員	日額	6,000

を

「

学校給食運営審議会委員	日額	6,000
鳥獣被害対策実施隊員	日額	6,000
水道料金審議会委員	日額	6,000
水道施設整備事業評価委員会委員	日額	6,000
おいしい南島原ブランド認定委員会委員	日額	6,000
有馬キリシタン遺産記念館資料収集検討委員会委員	日額	6,000

に、

「

国際交流員	月額	280,000
社会教育指導員	月額	130,000

を

「

国際交流員	月額	280,000
-------	----	---------

に改める。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

南島原市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新				旧			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
職名		区分	報酬額（円）	職名		区分	報酬額（円）
(略)				(略)			
情報公開審査会委員	委員長	日額	18,000	情報公開審査会委員	会長	日額	18,000
	委員		15,000		委員		15,000
(略)				(略)			
個人情報保護審査会委員	委員長	日額	18,000	個人情報保護審査会委員	会長	日額	18,000
	委員		15,000		委員		15,000
(略)				(略)			
教育支援委員会委員		日額	6,000	教育支援委員会委員		日額	6,000
小学校統合準備委員会委員		日額	6,000	小学校統合準備委員会委員		日額	6,000
地籍調査推進委員		日額	6,000	地籍調査推進委員		日額	6,000
(略)				(略)			
健康づくり推進員		年額	基本額5,000 訪問件数割100	健康づくり推進員		年額	基本額5,000 訪問件数割100
予防接種健康被害調査委員会委員		日額	6,000	予防接種健康被害調査委員会委員		日額	6,000
布津福祉センター運営委員会委員		日額	6,000	布津福祉センター運営委員会委員		日額	6,000
高齢者福祉計画策定委員会委員		日額	6,000	高齢者福祉計画策定委員会委員		日額	6,000
歯科保健推進協議会委員		日額	6,000	歯科保健推進協議会委員		日額	6,000
(略)				(略)			
学校給食運営審議会委員		日額	6,000	学校給食センター運営審議会委員		日額	6,000

鳥獣被害対策実施隊員	日額	6,000
水道料金審議会委員	日額	6,000
水道施設整備事業評価委員会委員	日額	6,000
おいしい南島原ブランド認定委員会委員	日額	6,000
有馬キリシタン遺産記念館資料収集検討委員会委員	日額	6,000
(略)		
国際交流員	月額	280,000
(略)		

ありえコレジヨホール運営審議会委員	日額	6,000
文化財専門委員会委員	日額	6,000
男女共同参画推進懇話会委員	日額	6,000
農業振興協議会委員	日額	6,000
農業農村整備事業情報協議会委員	日額	6,000
要保護児童対策地域協議会委員	日額	6,000
水道料金審議会委員	日額	6,000
おいしい南島原ブランド認定委員会委員	日額	6,000
(略)		
国際交流員	月額	280,000
社会教育指導員	月額	130,000
(略)		

## 議案第4号

南島原市教育委員会の事務局に勤務する指導主事の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

### 提案理由

地方公務員法の改正に伴い、長崎県教職員に適用される級別標準職務が条例化されるため、それを準用するにあたり、所用の改正を行うものである。

平成28年2月24日提出

南島原市教育委員会  
委員長 坂上 三徳

南島原市教育委員会の事務局に勤務する指導主事の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

南島原市教育委員会の事務局に勤務する指導主事の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 18 年南島原市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改め、「（以下「教育委員会」という。）」を削る。

第 4 条の見出し中「給与」を「給与等」に改め、同条第 1 項中「及び通勤手当」を「、通勤手当及び義務教育等教員特別手当」に、「を準用するものとし、その指導主事に適用される給料表、職務の級及び号給並びにその者の義務教育等教員特別手当の額は、教育委員会が別に定める」を「の例による」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 指導主事に適用される給料表、職務の級及び号給は、市町村立学校教職員給与条例第 4 条第 1 項第 1 号に規定する給料表の適用を受ける職員の例による。

第 4 条に次の 1 項を加える。

6 指導主事に支給する義務教育等教員特別手当の額は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

南島原市教育委員会の事務局に勤務する指導主事の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、南島原市教育委員会の事務局に勤務する指導主事（以下「指導主事」という。）の給与、勤務時間、休日、休暇等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指導主事の給与等)</p> <p><b>第4条</b> 指導主事に支給する給与（教職調整額、管理職手当、管理職員特別勤務手当、住居手当、通勤手当及び義務教育等教員特別手当を除く。）は、市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和32年長崎県条例第46号。以下「市町村立学校教職員給与条例」という。）の規定の例による。</p> <p><u>2 指導主事に適用される給料表、職務の級及び号給は、市町村立学校教職員給与条例第4条第1項第1号に規定する給料表の適用を受ける職員の例による。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p><u>5 (略)</u></p> <p><u>6 指導主事に支給する義務教育等教員特別手当の額は、規則で定める。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の事務局に勤務する指導主事（以下「指導主事」という。）の給与、勤務時間、休日、休暇等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指導主事の給与)</p> <p><b>第4条</b> 指導主事に支給する給与（教職調整額、管理職手当、管理職員特別勤務手当、住居手当及び通勤手当を除く。）は、市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和32年長崎県条例第46号。以下「市町村立学校教職員給与条例」という。）の規定を準用するものとし、<u>その指導主事に適用される給料表、職務の級及び号給並びにその者の義務教育等教員特別手当の額は、教育委員会が別に定める。</u></p> <p><u>2 (略)</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>4 (略)</u></p>

議案第 5 号

島原市ありえコレジヨホール条例の一部を改正する条例について

提案理由

南島原市ありえコレジヨホール条例のありえコレジヨホール運営審議会の廃止に伴い、所用の改正を行うものである。

平成 2 8 年 2 月 2 4 日提出

南島原市教育委員会  
委員長 坂上 三徳

南島原市ありえコレジヨホール条例の一部を改正する条例  
南島原市ありえコレジヨホール条例（平成18年南島原市条例第82号）の  
一部を次のように改正する。

第14条及び第15条を削り、第16条を第14条とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

南島原市ありえコレジヨホール条例の一部を改正する条例 (新旧対照表)

新	旧
<p>(委任) 第14条 (略)</p>	<p>(運営審議会) 第14条 コレジヨホールの管理運営その他について、教育委員会の諮問に応ずるため、南島原市ありえコレジヨホール運営審議会(以下「審議会」という。)を置くことができる。</p> <p>(審議会の委員の定数及び任期) 第15条 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は10人以内とする。</p> <p>2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。</p> <p>3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(委任) 第16条 (略)</p>

## 議案第6号

### 損害賠償の額の決定について

#### 提案理由

損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を経る必要があるため、南島原市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条8号により、教育委員会の意見を求める。

平成28年2月24日提出

南島原市教育委員会  
委員長 坂上 三徳

平成27年6月11日の豪雨により南島原市の史跡日野江城跡で崖面の崩落が発生し駐車中の自家用車に被害をもたらした。当該被害は、史跡を管理する上で、樹木伐採等の予防措置が万全でなかったため被害が発生したもので、南島原市の瑕疵が認められることから、当該物件について、損害賠償の額を決定する必要があるもの。

## 2 賠償の金額

- (1) 657,000円
- (2) 546,000円
- (3) 678,000円
- (4) 65,000円
- (5) 120,000円
- (6) 104,000円
- (7) 102,000円
- (8) 117,000円

## 議案第7号

### 南島原市就学指導委員会の答申について

#### 提案理由

南島原市就学指導委員会から、本市に居住する心身に障害のある児童生徒（就学前の幼児を含む）に対し、それぞれの能力に応じた教育が受けられるよう、その判定と就学指導の適正を期するための答申が出された。

このことに伴い、南島原市教育委員会で審査する必要があるので提案する。

平成28年2月24日提出

南島原市教育委員会  
委員長 坂上 三徳